

政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2006. 2. 28 VOI. 2-4

本号の内容

- ★忘れていませんか？条例等の整備方針！
- ★政策法務委員会の活動紹介、政策法務研修の紹介
- ★「行政手続法」が改正されました！
- ★重要判例 行政処分と周辺住民（原告適格の拡大）

千葉県 総務部 政策法務課

政策法務室 中庁舎6F

電話 043-223-2157

FAX 043-201-2612

忘れていませんか？条例等の整備方針！

「条例等の整備方針」について詳しい内容を知りたい方は、こちらをどうぞ ↓

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_bunshyo/seihou/letter/index.html

○こんな要綱はダメです！

要綱にはそもそも強制力がありません。要綱によって、県民に対して権利を制限したり、義務を課したりすることはできません。どうしても強制したいのであれば、条例化すべきです。

○どうしてダメなの？

要綱によって強制するのであれば、法律違反となるからです。地方自治法第14条第2項に、「義務を課し、又は権利を制限するには、（中略）条例によらなければならない。」とあります。したがって、要綱のみならず、規則であっても、これら権利義務に関する事項は創設できません。

○条例化するものってどんなもの？

例えば、次のようなものが挙げられます。

- ① 許可申請の前に協議を義務付けるもの
- ② 届出、許可、承認等の制度を創設するもの
- ③ 許可等の基準を創設するもの（審査基準に該当するものを除く。）
- ④ その他、県民に対し手続等の作為を求めるもの

の（次の②に該当するものを除く。）

○その他に注意することは？

規則で規定するものもあります。例えば、次のようなものです。

- ① 許可等の申請書の様式・添付書類・提出部数等を定めるもの
- ② 物やサービスの給付に関して、県民に対し手続等の作為を求めるもの

○ところで、条例等の整備方針ってなあに？

「条例等の整備方針」は、主に上記の内容（条例化事項と規則化事項）を定めたものです。

昨年度に調査して対象となった案件について、現在、条例化（あるいは規則化）の必要性や許容性等を検討しつつ、順次整備をすすめているところです。

○該当する案件のような気がするんだけど..

まずは、政策法務担当にご相談ください。緊急に対応しなければならないものについては、早急に協議させていただきます。

*じっくり読みたい方は ↓ ホームページにPDFファイルを掲載しました！ http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_bunshyo/seihou/letter/

政策法務委員会の活動紹介

.:. .:.*'

政策法務案件への対応に当たり、部局横断的な検討と調整のため、随時実質的な審議を行っています。

平成 17 年度の政策法務委員会の開催状況は次のとおりでした。

<第 1 回> (5 月 20 日)

政策法務に関して千葉大学法科大学院の鈴木庸夫教授から講演（ニュースレターVOL. 2-2 参照）をいただいたほか、平成 16 年度における政策法務委員会の開催状況について報告がありました。

<第 2 回> (6 月 14 日)

「(仮称)千葉県食品安全条例」の制定及び「千葉県消費者保護条例」の改正について政策法務重要案件の指定がなされました。

<第 3 回> (8 月 31 日)

平成 16 年度に政策法務重要案件に指定された「(仮称)千葉県障害者差別をなくすための条例」及び「(仮称)千葉県森林の開発行為の適正化等に関する条例」について現状の報告がなされました。

<第 4 回> (11 月 16 日)

「(仮称)千葉県障害者差別をなくすための条例」及び「(仮称)千葉県食品安全条例」について現状報告が行われるとともに、「条例等の整備方針」に基づく条例等の整備の現況について報告がありました。

<第 5 回> (2 月 6 日)

2 月議会に提案が予定されている「千葉県障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための条例(案)」及び「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例(案)」の法規審査の状況等について担当課から説明がありました。

☆ 政策法務研修の紹介 ☆

平成 17 年度の政策法務研修は、解釈・運用を中心とする 2 日間の入門コース、条例設計に取り組む 3 日間の基礎コースに加えて、試行的に 1 日コースの超入門を実施しました。いずれも多数の職員に参加いただき好評を得ました。

平成 18 年度の政策法務研修については、以下のとおり昨年度の入門・基礎という構成を改め、より入り口を広げるとともに奥行きを深める形としました。

第 1 弾 ～ 超入門 ～

なるべく多くの職員に政策法務の普及を図るため、1 日コースの政策法務超入門を新たに設置し、条例をチャート化するわかりやすい演習を軸としてコースを組みました。

第 2 弾 ～ 解釈・運用入門 ～

政策法務的な解釈・運用の入門編として 2 日コースの研修を設けました。昨年度の入門コースに相当するもので、事例に即した自主的な解釈の演習をワークショップ方式で取り組むことが中心となります。

第 3 弾 ～ 条例設計入門 ～

条例の設計を行う演習を軸とした条例設計入門ともいべき研修です。「チャート化で学ぶ立法」として 3 日間コースを用意しました。

以上の 3 研修について超入門が 9 月下旬の 1 日、解釈・運用が 10 月中下旬の 2 週間に 2 回、チャート化で学ぶ立法が 1 月中旬からの 3 週間で 3 回と時期をずらしてセットしております。

柔軟な構成となっており、どれかひとつを受講することも、任意の 2 つを受講することも、もちろん 3 つとも受講することも可能です。

分権改革後の地方行政にとって必須のアイテムとなった政策法務のイメージを手軽に把握していただくための工夫が満載ですので、是非ご参加ください。

.:. .:.*'

連載第1弾[☆]、「行政手続法」が改正されました!!![☆]

<<< 改正行政手続法の概要 >>>

☆☆☆ はじめに ☆☆☆

この度、あの「行政手続法」が、改正されました。
今回は、連載第1弾です。Q&Aにより、改正行政手続法を概観してみましょ。

☆☆☆ 改正の概要 (Q&A) ☆☆☆

【Q】 施行日は？

【A】 平成18年4月1日(施行間近です！)

【Q】 改正の趣旨は？

【A】 政省令等を定める際に、広く一般の意見や情報を求める手続(パブコメ手続)等を定めることによって、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上が図られます。

実質的な効果としては、政省令等の制定過程に国民の参加が促されます。また、政省令等を制定する機関は、一層、国民への説明責任を果たさなければなりません。

【Q】 主な改正の内容は？

【A】 改正のポイントは、2つです。

その1 「命令等(政省令等・審査基準・処分基準・行政指導指針)」の一般原則(次の2つ)が明文化されました。

① 命令等を定める場合は、その根拠法令の趣旨に適合させること。

② 命令等は、その制定後も、内容の適正確保に努めること。

その2 命令等を定めようとする場合に、意見公募手続(パブコメ手続)が義務化されました。

手続の流れ

① 命令等の案やその関連資料を公示

② 広く一般の意見や情報を公募(30日以上)

③ 提出された意見や情報を十分考慮

④ 提出された意見や情報、考慮した結果等を公示

【Q】 地方公共団体への影響は？

【A】 地方分権の観点から、地方公共団体の機関が命令等を定める行為は、適用除外されています。しかし、改正行政手続法の趣旨にのっとりた措置を講ずる努力義務が課せられました。

なお、現在、千葉県では、独自の指針に基づき、「施策展開の方針を定める基本的な計画案」、「県民の権利・義務に影響を与える条例案」等のパブコメ手続を実施しています。

「ちばづくり県民コメント制度に関する指針」はこちら！

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/b_kouhou/center/pubcom/shishin.htm

☆☆☆ もっと知りたい方へ！ ☆☆☆

連載第2弾が待ちきれない方や、もっと詳しく知りたい方へ、文献を紹介しましょう。

【(改正)行政手続法全般について解説したもの】

● 宇賀克也 『行政手続法の解説[第5次改定版]』(2005年、学陽書房)・・・3,200円＋税

【地方公共団体への影響についての論文】

● 宇賀克也 「行政手続法改正の経緯・概要と地方公共団体の課題」自治研究 81 巻 11 号

● 鎌水三千男 「行政手続法の一部改正とパブリックコメント制度条例化の諸問題」自治研究 81 巻 12 号

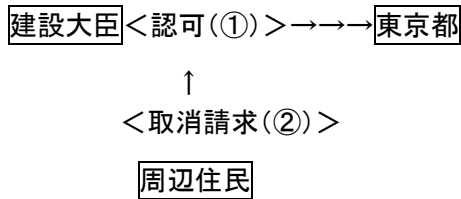
行政処分と周辺住民（原告適格の拡大）

☆☆☆ 小田急線連続立体交差事業認可取消請求事件 ☆☆☆

事案の概要

....*

本件は、都市計画法に基づき、建設大臣が東京都に対して、都市計画事業等の認可をしたところ（下図①）、周辺住民である原告らが、認可の取消し（下図②）を求めたものです。



争点は？

....*

今回は、周辺住民には原告適格（訴える資格）があるかについてのみ紹介します。

処分（認可）は東京都に対して行われたのに、

- ①なぜ周辺住民が訴えることができるの？
- ②周辺住民ってどの範囲までなの？

そういった疑問を持って読んでください。

ちなみに行政事件訴訟法が最近改正され、取消訴訟における原告適格が拡大されています。判決はその改正に沿った判断といえます。

判決のポイント* (*原文ではなく意訳) <平成17年12月7日最高裁判決>

....*

原告適格（訴える資格）がある人は、「法律上の利益を有する」人である。

それは、処分の相手方（事業者＝東京都）だけではない。

処分の根拠法令（都市計画法）が、「一般的公益」の保護の他に「個々人の利益」も保護している場合は、個々人（周辺住民）も該当する。

それは、どうやって判断するの？

根拠法令の該当条文だけで考えてはダメ！

①根拠法令の趣旨・目的を考慮する。その場合、目的が共通の関係法令の趣旨・目的も参酌する。

+

②利益の内容・性質を考慮する。その場合、害される利益の内容・性質・態様・程度を勘案する。

<①について>

都市計画法と共通目的（公害防止）である公害対策基本法（現：環境基本法）、東京都環境影響評価条例の趣旨・目的も踏まえる必要がある。

<②について>

違法な都市計画決定が行われると

騒音等の被害が、周辺住民の健康や生活環境の著しい悪化をまねく（但し一定範囲で）。

都市計画法は、これら個々の具体的利益も保護しようとするものと解される。

以上から、都市計画法の趣旨・目的や害される利益・内容等を考慮すると、都市計画法は「個々人の利益」も保護すべき趣旨を含む。

その範囲は、東京都環境影響評価条例が想定している地域を考慮して、健康や生活環境に著しい被害を直接的に受けるおそれのある者である。

実務への影響は？

....*

処分の相手方だけでなく、処分によって実質的に影響を受ける者（周辺住民）からの訴訟可能性が大きくなったといえます。

ですので、（関係法令を踏まえ）周辺住民への影響を考慮しつつ、許認可を行うほうがよいでしょう。

*判決原文は、最高裁判所のホームページの「最近の主な最高裁判決」にのっています。

(<http://courtdomino2.courts.go.jp/home.nsf>)

<速報>前号で掲載したあきる野 IC の訴訟は、2月23日に東京高裁で原告逆転敗訴の判決が出ました。